

經濟論叢

第160卷 第5・6号

ケインズとボンド残高(2).....	岩本武和	1
中国のマネーサプライコントロールの改革.....	于永達	28
現代イギリス労資関係の 転換についての考察(1).....	上田眞士	46
中国中央集権的計画経済体制の形成と 第一次五カ年計画(2).....	李軍鋒	61
「新装花王石鹼」のブランド戦略(1).....	齊木乃里子	83
ポーター仮設をめぐる論争に関する 考察と実証分析.....	浜本光紹	102
チーム生産と日本企業のシステム.....	崔康植	121

学会記事

經濟論叢 第159卷・第160卷 総目録

平成9年11・12月

京都大學經濟學會

ケインズとポンド残高(2)

岩 本 武 和

IV ケインズによるポンド残高の処理案

ケインズは、ポンド残高の処理を中心とする「第三段階」の課題について、「第二段階」の対米交渉が開始された第二次ケベック会談の半年以上も前から、多くの覚書を通じて考察を始めていた。ここでは、(i)において、1944年前半に書かれた二つの覚書、すなわち、1月11日付けの「対日戦後の過渡期における対外金融に関する覚書」(CW, 24, pp. 1-18)と、6月12日付けの「過渡期におけるわが国の対外金融の問題」(*ibid.*, pp. 34-65)を取り上げ、(ii)では、ブレトン・ウッズ会議をはさんでおよそ1年後の1945年5月に書かれた「第三段階における海外金融政策」(*ibid.*, pp. 256-95)に見られる三つの選択肢を検討し、(iii)において、これらの一連のケインズ提案に対するイングランド銀行および大蔵省の否定的な見解、及びこうした批判をふまえて英米金融交渉が開始される直前に執筆された二つの覚書、すなわち、1945年7月20日付けの「イギリスの現在の対外金融ポジション」(*ibid.*, pp. 377-98)と、8月13日付けの「わが国の対外金融見通し」(*ibid.*, pp. 398-411)において施された若干の修正点に言及する。これら五つの覚書のうち、ポンド残高の処理に関するケインズのスタンスが最も鮮明に現れているのは、「第三段階における海外金融政策」に見られる三つの選択肢である。

(i) ポンド残高の処理とアメリカからの援助

1944年1月の第一の覚書は、ケインズが、第三段階の問題についてその後2

年間に渡って精力的に一連の覚書を執筆するようになった最初のものである¹⁾。この覚書は、ブレトン・ウッズ会議出席のため渡米直前に書かれた第二の覚書へと発展した。この二つの覚書について、ここでは、①戦後過渡期におけるイギリス本国およびスターリング地域の国際収支赤字の見積もり、②過渡期におけるスターリング地域との取決めの見直し、③そのために不可欠とされるアメリカの対英援助、という3つの核心部分を検討しておこう。

①まず1月の覚書では、戦後2年間のイギリスの国際収支赤字について、イギリス本国の赤字（5億～7億ポンド）及びスターリング地域の赤字（2億～3億ポンド）を合計して10億ポンドに達するという悲観的な見通しを行った（*ibid.*, p. 3, p. 7）²⁾。

第二次大戦中、スターリング地域は大幅な黒字を計上した。「国際勘定の上では、戦争によってわが国は貧しくなり、スターリング地域は豊かになった。このように異なった状況下では、これまでのように協力して一緒にやっていくことは困難だろう」（*ibid.*, p. 6）。問題は次の条件が満たされるかどうかである。「わが国がこうした取り決めを続けることによって利益をえるかどうかは、他のスターリング地域が黒字を計上し続けることができるかどうかにかかっている」（*ibid.*, p. 6）。しかし、戦後に予想されることは、それまで制限されていた海運や物資の供給が解放され、またこれらの地域が、スターリング地域よりも、ドル地域などからの物資の購入を増加させ、その結果スターリング地域は、例えば2億～3億ポンドの赤字を計上することである。スターリング地域の対外赤字をファイナンスするために、ロンドンのポンド残高は取り崩され、それによって戦後イギリスは過剰な負担を強いられることになろう（*ibid.*, p. 7）。というのも「一般には理解されていないことだが、戦前スターリング地域

1) Moggridge [1992] p. 760.

2) 6月の覚書では、戦後最初の3年間における累積赤字について、さらに悲観的な見通しを行っている。すなわち、貿易外赤字が2億5000万ポンド～5億ポンド、さらにポンド残高（1944年3月時点で26億7000万ポンドに達し、1944年末には30億ポンドを越えると思込まれている）の返済額が5億ポンド～7億5000万ポンドに達し、総額で15億ポンド～22億5000万ポンドの対外赤字が見込まれている（CW 24, pp. 35-41）。

のポンド残高を域外への支払に利用することは停止されていなかった」(ibid, p. 45) からである。だから、「現存のスターリング地域はわが国の生活に資するものであるという考えは、こんにちわが国を侵している最も危険な盲信の一つである。……スターリング地域との完全なプール制は、資産項目であることは止め、圧倒的な負債項目となる。わが国のためのみならず、スターリング地域の他の加盟国のためにもドルを支払うことがわが国の義務となるのである」(ibid, pp. 44-5)。

②したがって、「戦後過渡期には、新しい状況に適合するように見直された修正スターリング・システムを維持することが、不可避的な義務に耐えうる最も容易で、最も推奨されるべき、そして最も混乱の少ない方法である」(ibid, p. 8)。そして、「わが国は、事実上スターリング地域を、一部の人がすでにそうなっていると信じているような、閉鎖システムに変えるべきであり、それがわが国の事態を乗り切るために不可欠の条件である」(ibid, p. 45)。

具体的には、戦後過渡期のスターリング地域との取決めを次のように提言している (ibid, pp. 14-5)。第一に、スターリング地域加盟国は、これまで通り、金およびドルのハード・カレンシーの受取りをロンドンにプールする。第二に、やはりこれまで通り、加盟国のポンド残高はスターリング地域内では自由に振替可能である。第三に、戦後の過渡期が開始されてから、経常取引の結果稼得されたものであるならば、ハード・カレンシーをプールから取り崩す権利を持つ。しかし第四に、戦時中に蓄積された旧ポンド残高については、為替管理当局がスターリング地域外の特定通貨を割当てる裁量権に委ねられる。すなわち、「総赤字についての上述の見積もりを好転させる効果を持つ最も簡単な方法は、過渡期において異常ポンド残高の支払を制限することである」(ibid, pp. 41-2)。そして、この期間に戦時異常残高は金利ゼロの長期債に借り換えられた上で、例えば40年間に渡って返済されるものとすることを提唱した (ibid, pp. 47-8)。

このような修正されたスターリング地域との取決めを結ぶことで、「一見し

て明白なことは、こうした条件で加盟国としてとどまることは、スターリング地域の加盟国にとって有利なことだろう、ということである。加盟国が経常取引の結果稼得したハード・カレンシーの全ては自由に交換できる。加盟国の戦時異常残高の割当も解除される。もしも加盟国の地位から離脱すれば、新旧のポンド残高は、スターリング地域内でしか利用できないし、(加盟国としてとどまることによってできるような)域外通貨を取得するためにスターリング地域の一部を利用する権利も与えられないであろう」(ibid., p. 15)。

③こうした新たな取り決めを実現させるために不可欠なのは、アメリカからの援助である。ケインズは、過渡期に予想される対外赤字の半分に相当する5億ポンド(20億ドル)規模の援助を求めている。援助形態は、無利子で年々1000万ポンドずつ返済の50年返済である(ibid., p. 16)。さらに6月の覚書では、総額5～7億ポンド(20～30億ドル)の無利子援助に増額されている(ibid., p. 61)。

その上でアメリカからの条件を飲むべきであるとして次のように述べている。「わが国が予期すべきことは、アメリカがこの援助に次のような条件を付けることである。すなわち、[第一に]過渡期においてスターリング地域の加盟国が経常的な購買に必要なドル要求に関しては割当を行うべきではないこと、[第二に]わが国自らもアメリカの輸出に対して差別的な輸入規制を適応してはならないことである。これらの条件は至極当然のものである」(ibid., p. 17, []内は引用者)。逆に、一部のサークルで議論されているような第7条の履行に反対し、アメリカの対英援助を受け取らないという「厳しい代替案」について、ケインズは、もしもそうした代替案を受け入れた場合、対外赤字の補填は、「一部はわが国の物的ストックの引き出すか、貨幣準備を利用することによって、一部はスターリング地域に属する封鎖ポンド残高の一層の蓄積によってか、支払い取決めのもとで行う」以外に方法はないとして一蹴している(ibid., p. 18)。

(ii) 三つの選択肢

ブレトン・ウッズ会議から帰国してからすぐ、第二段階の交渉のため再度渡米し、その年の残りのほとんどをアメリカで過ごしたケインズが、第三段階の考察を再開するのは、先の二つの覚書を執筆したおよそ1年後の1945年5月の第三の覚書においてである³⁾。ここで、ケインズは、対米交渉に臨むにあたっての三つの選択肢を、「飢餓の窮地」(Starvation Corner)、「誘惑」(Temptation)、「公正」(Justice)という独特のレトリックで表現した(*ibid.*, pp. 276-9)⁴⁾。「飢餓の窮地」と「誘惑」はともにイギリス人が志向する両極端の考え方を象徴し、「公正」はケインズ自身が志向する第三の選択肢である。

①まず、「飢餓の窮地」と名付けられた一方の極にある選択肢は、第三段階に何ら追加的な金融上の支援を求めず、「アメリカからの完全な金融的独立」ないしは「経済的孤立政策」(*ibid.*, p. 271)を選択することである。しかし、こうした政策を可能にするために必要なことは、(a)まず戦後例えば3年から5年の間は今以上に厳しい戦時配給制や戦時統制を維持し、(b)さらに「ロシア型」の計画経済と輸出入の統制を導入し、(c)その上植民地の発展や極東の再建の半永久的な断念と、海外活動の事実上の放棄である(*ibid.*, p. 271)。こうした「ロシア型」の統制経済を採用すれば、「半世代後には健全な姿を取り戻せるかもしれない」が、孤立主義を採用するには「ロシア型以外にわが国の要求を満たすことはできないのである」(*ibid.*, pp. 275-6)。

②次に、「誘惑」と名付けられた他方の極にある選択肢は、第三段階にアメリカより50億ドルから80億ドル(12億5000万ポンドから20億ポンド)という巨額の融資を受ける計画である(*ibid.*, p. 276)。ただし、この巨額の融資を受けるためには、(a)金利は2.5%より高くはないが、おそらく2%程度、(b)元本は10年後から30年間に渡って返済、(c)経常取引で稼得されたポンド残高のスター

3) この覚書は、同年3月18日付けの初稿がまず大蔵省で検討され、改定されたものがさらに省庁間の議論に付され、もう一度改定された上で最終的に5月15日に戦時内閣に配布された(CW 24, p. 256)。

4) Pressnell [1986] pp. 236-42, Moggridge [1992] pp. 784-7も参照。

リング地域内での多角的決済、(d)戦前に累積された異常戦時残高についても恐らく同様の扱い、(e)アメリカの意図に沿った形での第7条の履行、(f)武器貸与の決済、といったアメリカ側の条件を飲まねばならない (*ibid.*, p. 276-7)。

しかし、ケインズはこうした選択肢に対して次のような異議を唱える。まず、こうした措置は、スターリング地域および他の地域に対する債務をアメリカに対する債務に換えること、すなわちポンド残高をドル残高に換えることを意味する (*ibid.*, p. 277)⁵⁾。しかも、80億ドルの借款に対してかりに年率2.5%の金利を適用すれば、利払いだけで年々2億ドル、さらに過渡期を過ぎれば元本の返済が年々3億ドル必要となり、年々の返済額は5億ドルに達する。これに加えて、スターリング地域のポンド残高が120億ドル(30億ポンド)も残っているので、こうした過大な債務返済負担には耐えられない (*ibid.*, p. 278)。

③そこで、「公平」と名付けられた第三の選択肢こそ、「公正という点からみれば全く不釣り合いな戦後における金融上の負担」を受け入れざるをえないイギリスが、アメリカに対して、大統領もしばしば自ら口にする「犠牲の平等」(equality of sacrifice) という原則をもって交渉に当たることのできる、最も現実的な選択肢である (*ibid.*, p. 280)。

第一に、およそ30億ポンドと見込まれるスターリング地域が保有するポンド残高の処理について、以下の三つのカテゴリーに分類する。すなわち、(a)経常取引の目的に限定された上で、封鎖が解除され自由な交換性が回復される額が7.5億ポンド、(b)借り換えが行われる部分が15億ポンド(金利は1%で1年目から支払い、元本は5年後から2%ずつイギリス製品の購入という形態で返済、この結果借り換え費用は、1年目からは1500万ポンド、5年後からはさらに3000万ポンドが追加される)、(c)償却され棒引きされるものが8.8億ポンド(イギリス大蔵省証券を当該国大蔵省証券に換えることによって当該国にとっては保証準備発行の創出と同じ効果を持つ)である。関係国はこれらの処理のうちどれかを選ぶ権利を持つが、そのオプションを拒否した場合には、金利は

5) Moggridge [1992] p. 786.

0.5%、元本は5年後から1%ずつイギリス製品の購入という形で、全てのポンド残高を借り換える (*ibid.*, pp. 284-8)。

第二に、アメリカに対しては、「後に共通の戦争となったものために、武器貸与が発効する以前にイギリスがアメリカから購入したおよそ30億ドル」を、一種の「遡及的武器貸与 (retrospective lend lease)」 (*ibid.*, p. 281) として考え、これを棚上げする。このアメリカに対する30億ドル (7.5億ポンド) と、上述のスターリング地域に対する8.8億ポンドの償却は、「戦費に対する遡及的な貢献」 (*ibid.*, p. 288) として、「公正」すなわち「犠牲の平等」という観点から正当化されよう。さらに、アメリカに対して、戦後10年間に渡って利用可能な50億ドルの追加融資を求める。金利は1%で、返済条件は戦後10年間は1%、10年後からは2%という緩やかなものとする。カナダに対しても、アメリカの10分の1に当たる5億ドルの融資を求めている (*ibid.*, p. 282, pp. 288-9)。

このように、すでにこの時点でケインズは、英米金融協定のシナリオ—アメリカから巨額かつ寛大な援助を受け取るかわりに、武器貸与における考慮事項、同じく相互援助協定第7条に明記されている無差別原則という厳しい要求を受け入れる—が想定されていたのである。

■ 大蔵省およびイングランド銀行の反応

1944年1月の覚書以降、イングランド銀行は一貫してケインズの提案に反対してきた⁹⁾。彼らは、イギリスがスターリング地域の加盟国に対して抱える問題は個別ごとに異なっているため、ケインズの提案に見られるような包括的な案ではなく、ケース・バイ・ケースのアプローチを望んだ。

また大蔵省では、ケインズの「公正」案を「第一案」(Plan I) と呼び、これに対して、イーディ (Sir Wilfrid Eady) がクラーク (R. W. B. Clarke) の案を得て、1945年6月25日に「第二案」(Plan II) と呼ばれる代替案を準備

この「第二案」は、ケインズの言う「飢餓の窮地」と類似する提案で、

戦後経済に対してケインズ提案より悲観的な見通しに立ったものであった。そこで想定されている対米交渉の枠組みは、保護主義的なものであり、貿易上の差別待遇や為替管理を意図し、スターリング地域にはフランス、オランダ、ベルギーまで含まれていた⁷⁾。

ケインズは、この「第二案」に対して否定的なコメントをイーディとクラークに宛てて送った。「アメリカからの金融援助が得られず、わが国の貿易収支が依然として赤字を続ければ、アメリカから得ることのできなかつたものを一体どの国から借り入れることが期待できようか。現存するポンド残高を自由に使用できる権利を剥奪されれば、スターリング・グループと想定されている諸国のほとんどは、その黒字からわが国に貸し出しが可能となる、戦後の全般的な対外黒字を計上することが期待できなくなるだろう。実際、問題の半分は、これらの諸国もアメリカに対しては巨額の赤字を計上するだろう、ということにある。……もしもわが国が全般的な貿易赤字を計上するなら、第二案はうまく機能しないだろう。もしもわが国が赤字とならないなら、いかなる案でもうまく機能するだろう。私が考えるもう一つの困難は、スターリング・グループの加盟国と想定されている国が、第二案の条件では、同クラブの加盟国としての地位を受け入れるとは考えられないことである。加盟することで全てを失い、得るものは何もないのだ。わが国と同様にこれら諸国はできうる限りアメリカとの貿易関係を断つことが同案の一部となろう。これらの諸国が、稼得することのできない貨幣をわが国に貸し出すために、アメリカとの貿易関係を決裂することに、一体どのような動機があるというのだろうか」(ibid, p. 366)。

こうした検討を踏まえた上で、対米交渉直前の1945年夏にケインズは、さらに二つの覚書を執筆し、それまでの提言を若干修正している。修正点は以下の三つである⁸⁾。第一は、アメリカへ要求する援助額である。先に週及的な武器貸与として要求した30億ドルは撤回され、追加融資50億ドルと合わせて計80億

7) Moggridge [1992] p. 791, Pressnell [1986] pp. 242-3.

8) Moggridge [1992] p. 792.

ドルの援助額は、50億ドルに減額された。援助条件も無償援助が望ましいが、「事実上無償援助とみなせるものでカモフラージュされたもの」(*ibid.*, p. 409)も考慮に入れた。こうした変化は、イギリスがより少ない額でもやっていけるという確信と、アメリカからそれほど多くの金額を望めないという配慮を反映したものであった。第二は、三つにランク付けされたボンド残高の処理が、次のように変更された。すなわち、(a)封鎖が解除される額は、7.5億ボンドから2.5億ボンドへと減額、(b)かわりに棚上げされる額が、8.8億ボンドから10億ボンドへと増額され、(c)残りの封鎖残高については無利子で返済されるとした。第三は、交換性に関する問題で、ブレトン・ウッズ会議後およそ1年間続いたIMF協定第8条の解釈をめぐる論争が終結したことを受け、ケインズは公的交換性に限定する解釈を断念した⁹⁾。

こうしたケインズの五つの覚書は、1945年9月から12月にかけての英米金融交渉におけるイギリス側提案の土台となった。しかし、ケインズが公正と呼んだ「第一案」に対して、イーディの「第二案」は撤回されることはなく、このことが、後の議論をより複雑なものとしたのである。

V 英米金融交渉

(1) 交渉の舞台

英米金融交渉は、1945年9月11日に第一回の正式会議が開始され、12月6日に協定が調印されるまで3ヶ月近く続いた¹⁰⁾。イギリス側代表団は、駐米イギリス大使のハリファックス卿(Lord Halifax)が団長であったが、事実上のトップはケインズであった¹¹⁾。イギリスでは、7月5日の総選挙によって労働

9) この論争に関して、詳しくはIwamoto [1997]を参照。

10) この3ヶ月間の交渉過程をクロニカルに再現したものとして、CW, 24, ch. 4, Moggridge [1992] ch. 30, Pressnell [1986] ch. 10を参照。英米金融交渉は、9月11日に第1回の正式会議が開かれ、最高委員会の下に、多くの専門委員会が組織された翌12月にイギリス大使館においてマスコミ会見が行われ、大使の短い演説の後、ケインズが声明を発表した(CW, 24, pp. 490-6)。

11) 1945年8月27日に、ケインズはロンドンを出発し、途中カナダに立ち寄り、ワシントンに到着したのは9月7日であった。ケインズに同行したのは、キングス・カレッジにおけるケインズノ

党が政権に就き、首相には、チャーチルにかわってアトリー (Clement Attlee)、蔵相には、アンダーソンに代わってドールトン (Hugh Dalton)、外相には、イーデンに代わってベヴィン (Ernest Bevin)、貿易相には、リットルトンに代わってクリップス (Stafford Cripps) が、それぞれ就任した。重要なことは、ケインズ渡米後ドールトン蔵相に勧告する役割を、大蔵省二等書記官のイーディが担っていたことである。前章で述べたように、イーディはことのほか第7条に反感を持っている人物であり、対米債務の返済負担を非常に恐れていた人物であった¹²⁾。金融交渉の間、ケインズはアメリカ政府以上に本国政府と交渉せねばならなかったが、その主要な論敵はイーディであった。逆に、本国政府にあってケインズに協力しイーディと対抗したのは、通商問題を担当していたミード (James Mcade) と、途中帰国したロビンス (Lionel Robbins) であった。

他方、アメリカ側代表団の団長は、財務長官に就任したばかりのヴィンソン (Fred Vinson)、副団長は経済担当国務次官補のクレイトン (Will Clayton) であった。終戦直前の4月12日にルーズベルトが急逝し、かわってトルーマン (Harry Truman) が大統領に就任したことによって、かつてのニュー・ディーラーが政権からことごとく退場し、アメリカ側の受け入れ体制も、大きく編成替えしていた。ヴィンソンは南部出身の保守的な民主党員で、戦争終結によって国際問題に対する関心が低下し、平和時における国内問題こそ最大の関心事であった。つまり、対外支出のこれ以上の増大を回避することによって国家財政を正常化することが、彼にとっての最優先課題となっていたのである。また、クレイトンはハル以上の自由貿易信奉者であり、彼のもとに届く貿易業

の生徒であった大蔵省のハーマー (Frederic Harmer) と、外務省のホール=パッチ (Edward Hall-Patch) であった (Moggridge, 1992, pp. 797-8)。また代表団には、駐米大蔵省代表のブランド (Robert Henry Brand)、および5人の上級官吏が加わっていた。さらに、アメリカ側が金融問題と通商問題を同時に協議すべきことを主張したため、9月27日にロビンスおよび商務省のリーシング (Sir Percivale Liesching) を含む8人の通商問題に関する専門家がワシントンに派遣され、イギリス側代表団に加わった (Moggridge, 1992, p. 802)。

12) Moggridge [1992] p. 803.

者からの苦情は、英帝国特惠制度、スターリング地域でのドル・プール制、イギリスがスウェーデンやアルゼンチンと新たに締結した双務支払協定などによって、彼らが被った被害に向けられていた。クレイトンは、英国における多角主義の再建が対英援助の条件であると考えていたのである。

さて、9月13日から5日間(13日、14日、17日、19日、20日)開始された連邦制度理事会の理事会室における最高委員会¹³⁾において、ケインズは、ポンド残高の処理とアメリカからの金融援助について、次のように説明した。まず、スターリング地域のポンド残高が、1946年末で総額120億ドル(30億ポンド)に達すると予想され、そのうち、(a)3分の1に当たる40億ドル(10億ポンド)を帳消し(cancellation)ないしは棚上げ(writing off)し、(b)残りの80億ドルのうち、72億ドル(18億ポンド)を無利子で5年間据え置き後50年で均等返済という形で借換え(funding)ないしは封鎖(blocking)を行い、(c)8億ドル(2億ポンド)のみを解除(release)する、という提案を行った。その上で、イギリスが戦後3年~5年に渡って必要とする援助額が50億ドルであることを述べた(*ibid.*, pp. 494-5)。この数字の根拠は、戦後過渡期におけるイギリスの対外赤字の累積額が60億ドルに達すること、その間スターリング地域外のポンド残高の解除が10億ドルに上ることを挙げ、武器貸与の決済はこれに含まれないこととした(*ibid.*, pp. 493-5)。いずれも、ケインズが渡米前に示した数字とその根拠に沿う内容であった。

(II) 援助金額と返済条件

援助金額および返済条件について、ケインズは、その後のヴァインソン及びクレイトンとの会談を通じて、「50億ドルの無償援助」という当初のイギリス側の要請を、アメリカ側が受け入れることが困難であることを認識し始めていた。そこで、ケインズは、9月26日付けの大蔵大臣宛ての手紙(*ibid.*, pp. 502-8)において、イギリスの対米債務の返済コストが重くならないような代替案を示

13) この5日間の会議の議事録は、CW, 24, pp. 466-98に所収されている。

し、10月1日付けの大蔵大臣宛ての手紙 (*ibid.*, pp. 512-517) においては、無償援助に代わる代替案をアメリカ側と討論する自由な権限をイギリス側代表団に与えるよう要請し、ロンドンがあくまで無償援助に固執するなら交渉が決裂する可能性のあることを警告した。しかし、ロンドンからの指令は、(a) 2%の金利で巨額の融資を受け入れることはできず、(b) 少なくとも20億ドルの無償援助と1%の金利で30億ドルから40億ドルの融資を求め、(c) それが無理なら最後の手段として、国際収支困難の場合の免責条項付きで、年間1億ドルまでの元利償還を受け入れる、というものであった (*ibid.*, pp. 520-5)。10月18日にケインズとハリファックスがヴァインソンとクレイトンと会談した際に、アメリカ側は金利2%で35億ドルという金額を提示し、武器貸与を第3項(c)の条件(2³/₈%の金利で30年返済)で決済することを要求した¹⁴⁾。アメリカ側はこの年々の返済額を輸出入銀行の商業ベースで資本還元した額を援助額として算出したからである。この後ケインズは、金利2%で40億ドルを免責条項付きで要求する以外に道はないことを認識した (*ibid.*, p. 557)。

このような認識を本国に伝えたケインズの10月18日付けの電信 (*ibid.*, pp. 547-56)¹⁵⁾は、ミードによると、「非常に長大だが素晴らしい仕事で、ケインズがかつて書いたもののうちで最高の一つ」と評された。ここでケインズは、「詩 (poetry) を散文 (prose) にとってかえることを再考しなければならない」 (*ibid.*, p. 548) として、「ブレトンウッズ、通商政策、それにスターリング地域に何のコミットメントもせず、アメリカから少額の借款に甘んじれば、わが国の将来の見通しは暗いこと」、「もしもアメリカとの包括的な妥協ができなければ、本国の経済生活やわが国の対外関係は大きく崩壊し、それは不可避なことであるということは、決して誇張ではないこと」 (*ibid.*, p. 554) を、繰り返し伝えた。つまり、ケインズの金融交渉に対するスタンスは、アメリカか

14) Moggridge [1992] p. 804.

15) NABOB 177, 178. なお、この間ロンドンからワシントンへ向けての指令は「BABOON」、ワシントンからロンドンへの報告は「NABOM」というコード・ネームでそれぞれ打電されていた (Moggridge, 1992, p. 799)。

らでできる限り巨額の融資を引き出し、かつアメリカ側が要求する見返り条件を本国政府に説得することにあつた。

しかし、10月27日に本国から代表団に届いた指令には、次の二つの案が示されていた。第一のA案は、45億ドルの融資（うち、(a)25億ドルは年利1%で5年間の据え置き後50年返済の借款、20億ドルは輸入代金、5億ドルは武器貸与の決済、(b)20億ドルは無利子の追加融資、これはスターリング地域のポンド残高が経常取引の支払目的で交換される際の裏付け）を求める案である。またこの案は、戦時費用の分担としてポンド残高の一部棚上げを見越し、さらにケインズの示唆に従った免責条項を求めていた。さらに、こうした援助を条件として、イギリスは国際貿易機構（ITO）および国際通貨基金（IMF）といったアメリカのイニシアティブで構築される戦後国際経済秩序にコミットする。すなわちA案は、アメリカから巨額の援助を緩やかな返済条件で借り入れる見返りに、イギリスが戦後国際経済秩序に一定の役割を担うという妥協案であった。

これに対して、B案は、30億ドルの借款（25億ドルの借款と、武器貸与の決済として5億ドルの追加融資を、年利2%の商業ベースで、5年間の据え置き後50年返済）を求める案である。ただし、こうした額および条件での援助に対して、イギリスは戦後世界の構築へのコミットメントを一切放棄するというものである。すなわちB案は、少額の援助を厳しい返済条件で受け入れることに甘んじる代わりに、一切の条件も飲まない強硬案であった（*ibid.*, p. 568）。

代表団は、当然のごとく、A案を支持した。特にB案を知ったケインズは、「怒りで顔色を失い、辞任さえ口にするようになった」¹⁷⁾。アメリカから受け取る援助が商業ベースでの少額の融資に甘んじる代わりに、アメリカの要求する見返り条件を一切拒否するという選択肢は、ケインズの基本姿勢からは最も対極にある考え方であったのである。そこで、代表団は、本国指令である両プランをアメリカ側に提示することを止め、その代わりに、通商問題に関する指令

16) Moggridge [1992] p. 804.

17) Moggridge [1992] p. 806.

を受けるために帰国要請のあったロビンズとホール=パッチに、本国政府に対して金融問題についても再度検討を促す旨を託した。そして11月5日のロンドンでの会議において、B案は指令から削除され、A案のみがロンドンからの指令とされた。しかも、A案における45億ドルの融資のうち、スターリング地域にあてられる20億ドルが無利子融資であることを条件に、25億ドルの借款が年率2%でも受け入れるという保証を得たのである¹⁸⁾。

(Ⅲ) スターリング地域のポンド残高

スターリング地域のポンド残高について、本国政府からの指令を受けるまでの間、アメリカ側と討議が進行した。もともとアメリカ側は、対英援助を供与する前提として、スターリング地域が果たしうる貢献、すなわち、ポンド残高の減額 (scale down) を要求していた。ケインズもまた、こうしたスターリング地域の貢献を条件にアメリカは援助を行うと考えていた¹⁹⁾。ケインズは本国からの正式の許可を受ける前の11月5日に、ホワイトに宛てて、スターリング地域のポンド残高について、次のような内容の草稿を送った。

第一に、ケインズは、スターリング地域の為替管理やドル・プール制が対米差別措置であることを率直に認めた。すなわち、「他の通貨より供給が著しく不足する通貨があるために、輸入ライセンス制は、供給が十分である通貨に対しては有利に、供給が稀少である通貨に対しては不利に作用するように差別的に機能してきたことは不可避なことであった」(ibid, p. 571)。ドルなどのハード・カレンシーが稀少通貨であるために、スターリング地域加盟国は、稼得したハード・カレンシーをロンドンの為替当局にプールし、必要に応じてそれを引き出すというドル・プール制を採用してきたのである。「アメリカ行政はイギリス政府に対して、こうした制度が必然的にアメリカの輸出業者を差別する制度であるがゆえに、たとえ戦時中に不可避なものであったとしても、

18) Pressnell [1986] p. 297.

19) Moggridge [1992] p. 801.

アメリカの貿易と通商を著しく阻害するものであると表明してきた。イギリス政府も、この制度が平時に運用されれば国際通商上制限的に作用することに合意するが、スターリング地域へのドル供給が自然水準を下回って不足する限り、この制度は不可避なのである」(ibid, p. 572)。およそ120億ドルに達するポンド残高に対して、イギリスの金ドル準備はわずか18億ドルに過ぎず、スターリング地域がポンド残高を自由に引き出すにはあまりにも不適切な水準なのである。

しかし第二に、「このことは、イギリス側が戦前と同様の無差別待遇に復帰することを望んでいない、ということの意味するわけではない」(ibid, p. 573)。つまり、アメリカからの適切な規模での援助を基礎として、1946年末までにスターリング地域が経常取引で稼得したものについては、いかなる通貨地域への支払も差別することなく自由に利用できるようにする用意がある。蓄積されたポンド残高についても、その一部は直ちに同様の措置が取られ、残りの一部については年賦払いとする。こうして、ドル・プール制から生じる差別的待遇は完全に取り除かれることになるのである。

第三に、アメリカ側は、スターリング地域加盟国にも、アメリカが武器貸与法によって連合国に供与した援助と同じ原則を適用し、共通の戦費分担を求めることが公平であるとの強い考えを持っている。すなわち、スターリング地域にも適及的拠出を求めることが適当であるという考えである (ibid, p. 574)。イギリス側もこの考えが公平であることに合意する。したがって、蓄積されたポンド残高を、(a)直ちに解除される部分、(b)年賦払いされる部分、(c)棚上げされる部分、の三つのカテゴリーに分類する。スターリング地域加盟国も、こうした方策が自国の国益に適い、公平かつ合理的な措置であると合意することを望む。イギリス側は、スターリング地域のポンド建て債権国が、ポンド残高の減額を含むこの取り決めに自発的な合意に到達するよう求めていくであろう (ibid, p. 576)。

しかし、こうした11月5日付けの草稿に対して6日に本国から届いた要請は、スターリング地域との取決めについての真実を覆い隠すものであった。イー

ディはケインズの草稿を「差別的措置であるのはスターリング地域の制度ではなく、戦時における為替管理の必要性である」(*ibid.*, p. 582) ことを明らかにし、イギリスは「スターリング地域の為替管理当局によって認められたものであるなら、いかなる支出に対しても例外なく外国為替を提供してきた」と書き換えを指令した。為替管理システムの機能に関するイングランド銀行の見解を繰り返したこうした指令に対して、11月7日にケインズはすでに人口に膾炙した次のような怒りの返事を書いた。「ロンドンの老婦人のお眼鏡に適うようなイチジクの葉は、厳しい気候の中では萎れてしまう」(*ibid.*, pp. 584)。

(iv) 最後の局面

11月18日までに、ケインズを含むイギリス側代表団は、アメリカ側の金融援助が、新規の融資としては、40億ドル以上は不可能であり、武器貸与額のうち5億ドルは返済せねばならず、いずれも金利2%で5年間の据置後50年で返済することであることを認識していた。その他、合意に至っていない以下の5点について、本国に打電した²⁰⁾ (*ibid.*, pp. 588-90)。

①免責条項について、アメリカ側は、(a)イギリスの貿易黒字が(IMF協定第19条に規定されているように)、1936-8年の平均を下回る場合、(b)前年度末の金および外貨準備が、過去5年間の平均輸入額の15%を下回るか、前年度末の短期債務の25%を下回る場合に、利払いに関する免責条項が適用されるとした。この提案のうち、前者は受け入れ可能であったが、後者は受け入れがたい提案であった。

②ボンド残高の返済状況と免責条項の適応除外について、アメリカ側は、ボンド残高のうち1950年以降に年々解除され返済される金額、ないしは1945年以降に締結されるその他の融資に対して返済される金額が、比例的に減額しないならば、上述の免責条項は適用されないとした。しかも、ボンド残高の返済を加速することは、対米債務が同様の返済扱いを受けないならば、認められない

20) Moggridge [1992] pp. 809-11.

とした。イギリス側代表団は、債務返済の比例的減額を、1946年に契約された融資に限定しようとし、植民地およびその他特定の債務返済を、返済加速の制限から除外しようとした。

③ボンドの交換性について、アメリカ側は、スターリング地域内での経常取引により取得した全てのボンドは、1948年末までにイギリスの軍事支出のために受領したボンドを除いて、1946年末までにいかなる通貨地域においても差別されることなく自由に利用できるものとする。スターリング地域外でも、同様の取り決めが求められる。イギリス側代表団は、支払い協定が締結されている地域を除いて、スターリング地域外にこの提案を適用することを拒否することを勧告した。

④差別待遇について、アメリカ側は、イギリスの輸入制限は原産地の間で無差別であるべきことを主張した。イギリス側代表団はその立場を留保したが、アメリカ側提案の受け入れを勧告した。

⑤蓄積されたボンド残高について、アメリカ側は、蓄積されたボンド残高を、スターリング地域のみならず全ての地域の残高とし、しかも戦時中に蓄積された残高のみならず戦後のある時点までの軍事支出も含むものであった。そして、蓄積されたボンド残高を、直ちに解除される部分、1950年以降に解除される部分、償却される部分に分割して決済することを要求した。イギリス側代表団は、蓄積されたボンド残高を、スターリング地域で戦時中に蓄積された残高および戦後の軍事支出のみに限定した。ここでの相違点は大きなものではなかったが、借換え、償却、解除をどれだけの割合にするかという問題は残っていた。

この報告がロンドンに到着したときの様子をミードは次のように記録している。「大蔵省とイングランド銀行はヒステリックになっていた。この報告によって冷静になったり、何が受け入れ可能で何が受け入れ不能かを考えるのではなくて、交渉全体を終わらせる準備をしているように見えた」²¹⁾。しかし、11月23日のホワイトホールでの激論の末、アトリー首相はワシントンでの金融

21) Moggridge (1992) p. 811.

交渉に対するドールトン蔵相以下大蔵省の態度について厳しく攻撃した。その結果、首相は、合意できることと合意できないことを、以下のようにワシントンの代表団に明らかにした²²⁾。すなわち、イギリス側が合意できる点は、(a)武器貸与の決済も含めて40億ドルの借款を、金利2%で5年間据え置き後の50年間で返済すること、(b)11月5日にケインズがホワイトに示した草稿に沿った形でスターリング地域をの自由化すること、(c)金融協定が締結すれば直ちに議会に対してブレトンウッズ協定の批准を求めること、(d)通商政策についてもイギリスは同調すること、合意できない点は、(e)1946年末までにスターリング地域のポンド残高保有国との交渉を終わらせること、(f)1946年末までにブレトンウッズ協定で定められた過渡期を破棄すること、(g)アメリカからの借款返済を他の債務返済よりも優先させること、である。ケインズとハリファックスは、11月25日に、ヴィンソンとクレイトンにこの内容を伝えた²³⁾。

しかし、ポンドの交換性について「わが国は、例えば1946年末からスターリング地域が経常取引で稼得したものを全てについて解除するといったような公約を望んではいない²⁴⁾というドールトン蔵相の表明は、事態をいっそう深刻にした。ハリファックスの記録によると、「ロンドンではアメリカ側との交渉にかなりうんざりしているようだが、ケインズとの交渉にうんざりしているのは全く不当なことだ。…彼らは、アメリカ側と交渉している以上にケインズと交渉しているのだ!」²⁵⁾。

こうして最終局面の12月1日に、本国政府は、ケインズよりも年長で大蔵省のブリッジス (Sir Edward Bridges) をワシントンに派遣し、アメリカ側との交渉に当たらせることにした。しかし、ブリッジスの参加によってもアメリカ側の態度を変えることはできなかった。まず、援助金額は、アメリカ側は援助額について、財務省が35億ドル、国務省がイギリス側と同じ40億ドルを主張し

22) Moggridge [1992] p. 811, Pressnell [1986] p. 311.

23) その内容については、CW, 24, pp. 633-6, Appendix II に所収。

24) Moggridge [1992] pp. 811-2.

25) Moggridge [1992] p. 813.

たが、最終的にはトルーマン大統領が両者の間をとって、37.5億ドルで決着した²⁶⁾。また、ポンドの交換性についても、協定発効後1年以内に回復することが要求された。したがって、イギリス側はIMF協定の規定する5年間の過渡期を放棄せざるを得なくなった。イギリス側は最後まで、ポンドの交換性回復の時期を、1948年末や1947年末というようにできる限り遅らそうとしたが不可能であった²⁷⁾。スターリング地域における蓄積されたポンド残高については、直ちに解除される部分、長期にわたって返済される借り換え部分、スターリング地域が残高を減額する部分の三つのカテゴリーに分類されたが、その時期と金額についての明示は行われなかった。こうして英米金融協定は1946年12月6日午前10時30分に両国代表団によって調印されたのである。

(V) 英米金融協定

英米金融協定は、本協定以外に、「武器貸与、相互援助、余剰軍需物資、及び請求権の決済に関する共同声明」と「通商政策に関する共同声明」の二つの共同声明を含むものであった。その内容を、(1)金融援助の内容、(2)ポンドの交換性、(3)蓄積されたポンド残高の三つに分けて整理しておこう。

①金融援助の内容：援助金額は、37.5億ドルで、本協定発効日から1951年12月31日までの間に随時引き出せるものとして決着した(第2条)。後にカナダからも12.5億ドルの借款を受けたので、英国が戦後過渡期に使用できる金額は50億ドルになった。この数字は、イギリス側代表団がワシントンでの交渉に臨むに当たってアメリカ側に要求した額と奇しくも一致しており、必ずしも英国代表団を失望させるものではなかった。

返済条件は、英国側の要求した無償援助も無利子借款も米国側が拒否したため、最終的には2%の利子付きの借款で決着した。ただし、元本と利子の支払は、5年間の据置後、1951年12月31日を第1回目の支払日として、50年年賦で

26) Moggridge [1992] p. 813.

27) Moggridge [1992] p. 814.

返済されることになったので、実質的な金利負担は年1.6%となり、元利年返済額は1億4000万ドルとなった(第4条)。これは、英国にとって決して過大な負担とは思われなかった。

また、この返済条件には、国際収支ならびに金外貨準備の水準からみて困難に陥った場合、利払いを免除するという免責条項が付けられた(第5条)。すなわち、過去5年間の平均の輸出および貿易外取引による純受取りが、1936年～38年の平均輸入額たる8億6600万ポンドを下回った場合、利払いが免除される。ただし、本協定発効以前にポンド残高の返済ないしは棚上げが4375万ポンドを超えた部分については、これを資本取引とみなし、上述の貿易外取引による純受取りには含まれないものとする。

この金融援助に関連して、武器貸与の決済を見ておこう。アメリカのイギリスに対する武器貸与額は、相互援助協定に基づくイギリスからの逆貸与12億ポンド(48億ドル)を除くと、およそ270億ドルに達していた。武器貸与の決済条件について、もともとアメリカは、2 $\frac{3}{8}$ %の金利で30年返済するという武器貸与法第3項(c)で決済することを要求していた。しかし、協定では、(a)200億ドル以上の対英債権を棚上げし、(b)戦争終結時に英国が保有していた60億ドル相当の貸与物資を5億3200万ドルで英国に譲渡し、(c)受注したものの戦争終結前に納入されなかった貸与物資については1億1800万ドルの支払を要求した。英国は合計6億5000万ドルの支払いを、37億5000万ドルの借款と同じ金利2%で50年返済という条件で返済されるよう要求されたのである。これは他の武器貸与受領国に対する返済条件よりも有利なものであり、200億ドル以上の債務が免除されたことと合わせて考えても、これも米国にとって前例のない寛大な措置であった。

②ポンドの交換性：交換性の規定は、スターリング地域の經常取引と第三国の經常取引に分かれる。第一に、本協定発効日から1年以内に、スターリング地域が經常取引によって取得したポンドは、他のいかなる地域との經常取引に対しても、差別されることなく自由に使用できる。また、ドル・プール制も廢

止され、スターリング地域が経常取引によって取得したドルも、他のいかなる地域との経常取引に対しても、差別されることなく自由に使用できる(第7条)。第二に、本協定発効日から1年以内に、第三国(主に西欧および南米諸国)の経常取引について、ボンドの交換性を回復する(第8条第2項)。

なお、本協定発効と同時に、許可を受けたアメリカ商品の輸入に対する支払い、およびアメリカの居住者の保有するボンド残高で経常取引により取得したものの使用を制限しない(第8条第1項)。

③蓄積されたボンド残高：戦時中に累積したボンド残高の処理については、(a)ボンド残高の一部は直ちに返済され、(b)一部は返済を繰延べされ(1951年度を初年度として年賦払い)、(c)一部は帳消しされる(第10条)。ケインズが明示したボンド残高の三つのカテゴリーについて明確な金額を提示することも、アメリカ側が要求したスターリング地域のボンド残高の大幅な削減も、ともにイギリス側から拒否されたのである。最大のボンド残高を抱えるインドは独立を前にして英印関係が緊張しているのと同様に、エジプトやアルゼンチンとの関係も緊張し、スターリング地域が抱えるボンド残高には、政治的思惑と絡んで、あくまで二国間交渉で解決せざるを得ない問題として認識されていたのである。

おわりに

英米金融交渉に臨む前に、ケインズは「60億ドルの無償援助または無利子借款」を「ひも(strings)なしで」得られることに楽観的であった。しかし調印された英米金融協定は、「37.5億ドルの2パーセントの利子付き借款」で、しかも「協定発効後1年以内にボンドの交換性を回復する」という厳しい「ひも」がついていた。この「ひも」の意味することは、IMF協定に規定された5年間の過渡期をイギリスが放棄することであった。イギリスは多国間交渉の結果であるIMF協定が規定する過渡期規定を放棄して、アメリカとの二国間交渉の結果である37.5億ドルの借款を選択したのである²⁸⁾。

28) Skidelsky [1996] pp. 102-3.

協定調印後の過程を簡単に振り返っておこう。イギリスは、第8条第2項の規定にしたがって、1947年2月に「振替可能勘定」(Transferable Account)を設け、この勘定と「アメリカ特別勘定」とは相互振替が認められこととなった。同協定が発効する1945年までにこの勘定は17カ国まで拡大され、ソ連、中国、フランス等の若干の国を除いて經常取引に関する交換性は回復されることとなったのである²⁹⁾。他方スターリング地域のポンド残高については、第10条の規定にしたがって、經常取引の結果生じたポンド残高のみを「第1勘定」(No. 1 Account)に繰り入れ、戦時中に蓄積されたポンド残高は「第2勘定」(No. 2 Account)に封鎖されたが、封鎖を解除された金額は徐々に第1勘定に振り替えられることとなった³⁰⁾。

しかしながら、周知のように、ポンドの交換性回復は惨憺たる結果に終わった。協定で供与された37.5億ドルの借款のうち、すでに1946年中に6億ドル、1947年の7月までに23億ドルが引き出され、アメリカからの借款はわずか8.5億ドルしか残っていなかった³¹⁾。ポンドの交換性回復以前に、これほど大量の引出しが行われたのは、もっぱらイギリスの対ドル地域赤字ゆえのドル不足にあった。しかも、7月18日の交換性回復後1ヶ月の間に5.4億ドルもが引き出された。こうして、多額のポンドが振替可能勘定からアメリカ勘定へと振り替えられ、イギリスのドル準備は忽ちにして危機に瀕した。そしてついに、8月20日に振替可能勘定からアメリカ勘定への振替を禁止するイングランド銀行の指令によって、再びポンドの交換性は停止されたのである。ポンドの交換性回復が失敗に終わった直後の1947年10月の「1947年為替管理法」(Exchange Control Act 1947)によって、スターリング地域は「指定地域」(Scheduled

29) 1945年7月に「アメリカ登録勘定」と「中央アメリカ勘定」が統合され「アメリカ特別勘定」が設けられることによって、アメリカ及び中央アメリカ居住者相互間の振替およびドルへの交換性が自由になった。

30) 島崎 [1977] 52ページ。

31) 島崎 [1977] 54-5ページ。

32) アメリカからの借款の消尽過程については、前田 [1977]、Gardner (1956 [1980]) ch. 16を参照。

Territories) という法的名称に衣更えした。さらに1949年9月には、ポンドは4.03ドルから2.80ドルに切り下げられた。その後ポンドの交換性が回復されるのは1958年のことであった。

ポンドの交換性とポンド残高の処理は、なぜ失敗したのだろうか。確かに、37.5億ドルもの借款はその規模と条件において寛大なものであったが、イギリス本国およびスターリング地域のドル不足に対しては、焼け石に水の効果しかなかった。また協定で定められた交換性の義務についても、あまりにも厳格に規定され、不当に短く厳格な実施期限が付されていた³³⁾。「ワシントンでの交渉担当者は交換性の経済学を十分理解していなかった」と決めつけたガードナーは、「イギリスが交換性のない通貨を蓄積する一方で、他の国が意図的にイギリスからの輸入を制限し、巨額のポンド建て黒字を提示する事態にイギリスが直面するという困難を、彼らは認識していなかった。通貨の交換性が一般化していないときに、一通貨に交換性を付与するという危険性や、過渡期における全般的な不確実性を考えるとき、厳格なタイム・テーブルを設定したことは、明らかに無分別なことであった³⁴⁾と協定そのものを酷評した。

しかし、より根本的な要因として重要なのは、第一に、そもそも多角的交渉を放棄したことにある。もともとケインズは、アメリカからの二国間援助を求めることに反対であった。すなわち、「戦後わが国の側からアメリカに対して、贈与または無利子借款ないしは金準備の無償再配分という形で、わが国に対する直接的な金融支援を要請するのも誤りである。…わが国が希望しうる援助は、間接的なものでなければならず、また、世界全体を自立させ、かつ全ての国民の間でいっそう健全な政治経済の基礎を確立させる帰結でなければならない」(CW, 25, pp. 69-70, 傍点は引用者)。ケインズが意図した「間接的な金融支援」こそ、清算同盟案における巨額の当座貸越であった。戦後の過渡期に60億ドルとも70億ドルとも予想されたイギリスの対外赤字について、当初「ケイン

33) Gardner (1957 [1980]) p. 223, 邦訳398ページ。

34) Gardner (1957 [1980]) p. 218, 邦訳392ページ。

ズ案」では、国際清算同盟 (ICU) の当座貸越によってファイナンスされることになっていた³⁵⁾。また、当初「ホワイト原案」に含まれていたポンド残高の処理も、本稿Ⅲ章で検討したように、国際安定基金 (ISF) の枠内での多角的な処理策であった。しかし、ブレトンウッズ会議に至る過程で、これら両案ともが葬り去られたことは、ポンド残高を多角的に処理する道を閉ざすものであった。これらの構想が葬り去られた後、ケインズは二国間援助の方針に変わったのである。

第二の要因は、英米金融交渉の過程にある。ここで想起されるべきは、本稿Ⅳ章で検討されたケインズによるポンド残高の処理策に見られる、「飢餓の窮地」「誘惑」「公正」とネーミングされた三つの選択肢である。Ⅴ章で展開された金融交渉は、ケインズの「公正」案をたたき台に、英米双方が「公正」つまり「犠牲の平等」の意味を自らの国益に沿って解釈しあう過程であった。イギリス側にとっての公正とは、何よりも白国の対米債務を「適及的武器貸与」とすることの意味であり、アメリカ側にとっての公正とは、何よりもスターリング地域のポンド残高の棚上げを「戦費の適及的分担」とすることの意味であった。

第三に、協定や交渉そのもの以上に重要なのは、イギリスの国内問題である。金融協定の義務を履行するためにイギリス政府が行わなければならなかった政策は、インフレの抑制や財政支出の削減といった総需要抑制政策と、石炭などの基幹産業の生産増大であった。つまり、これはイギリス国民に戦時中以上に厳しい耐久計画 (austere programme) を求めるものであった。しかし、ケインズ政策をイギリス大蔵省が初めて受容した結果として知られる『1944年雇用政策白書』(The 1944 White Paper on Employment Policy)³⁶⁾に象徴されるように、1946年から47年にかけて、労働党政府はインフレ的な財政金融政策を唱え、大規模な資本投資、食料補助、社会保障に対し、巨額の支出を行った。その結果、イギリスの経常赤字は、1946年には3億4400万ポンド (13億7600万ド

35) Skidelsky (1996) p. 103.

36) この白書とケインズ革命との関連については、Peden (1988) および玉井 (1991) を参照。

ル)とワシントン交渉時に見込まれた7億5000万ポンド(30億ドル)の半分以下であったが、47年には一挙に5億4500万ポンド(21億8500万ドル)に拡大した³⁷⁾。したがって、イギリスにとって重要なことは、ケインズ自身も意図しなかった「飢餓の窮地」政策を自らに課すことにあった。イギリス大蔵省による「ケインズ政策の受容」と、イギリス通貨当局の「最高通貨症候群」(Top Currency Syndrome)³⁸⁾とのミスマッチングも、ポンドの交換性とポンド残高の処理に失敗した大きな理由だったのである。

参考文献

- Bank for International Settlements [1953], *The Sterling Area* (首藤清訳【スターリング地域】東洋経済新報社, 1954年).
- Cairncross, A. & Eichengreen, B. [1983], *Sterling in Decline: The Devaluation of 1931, 1946 and 1967*, Oxford, Basil Blackwell.
- Cammarosano, J. R. [1956 [1987]], *The Contributions of John Maynard Keynes to Foreign Trade Theory and Policy 1909-1946*, New York, Garland Publishing.
- Dobson, A. P. [1986], *US Wartime Aid to Britain 1940-1946*, London, Croom Helm.
- Gardner, R. N. [1956 [1980]], *Sterling Dollar Diplomacy in Current Perspective*, Rev. ed., Columbia University Press (村野孝・加瀬止一訳【国際通貨体制成立史】東洋経済新報社, 1973年).
- Harrod, R. F. [1951], *The Life of John Maynard Keynes*, London, Macmillan (塩野谷九十九訳「ケインズ伝」東洋経済新報社, 1967年).
- _____, [1952], *The Pound Sterling*, Essays in International Finance, No. 13, Princeton, Princeton University, February (東京銀行調査部訳【現代のポンド】至誠堂, 1959年).
- _____, [1958], *The Pound Sterling, 1951-1958*, Essays in International Finance, No. 30, Princeton, Princeton University, August (東京銀行調査部訳【現代のポンド】至誠堂, 1959年).
- Horsefield, J. K. [1969], *The International Monetary Fund 1946-65*, 3 vols., Washington, International Monetary Fund.

37) Gardner (1957 [1980]) p. 308-10, 邦訳514-6ページ。

38) Strange [1971] 邦訳66ページ。本山 [1989], 天野 [1994] も参照。

- Iwamoto, T. [1995], "The Keynes Plan for an International Clearing Union Reconsidered," *The Kyoto University Economic Review*, Vol.LXV, No. 2, October.
- Mikesell, R. F. [1994], *The Bretton Woods Debates: A Memoir*, Essays in International Finance, No. 192, Princeton, Princeton University, March.
- Moggridge, D. E. [1972], "From War to Peace: The Sterling Balances," *The Banker*, Vol. 122, No. 558, August.
- _____, [1975], "Economic Policy in the Second World War", in Keynes, M. (ed.), *Essays on John Maynard Keynes*, (佐伯彰・早坂忠訳【ケインズ 人・学問・活動】東洋経済新報社, 1978年)
- _____, [1992], *Maynard Keynes*, London, Routledge.
- Oliver, R. W. [1975], *International Economic Co-operation and the World Bank*, London, Macmillan.
- Peden, G. C. [1988], *Keynes, the Treasury and British Economic Policy*, London, Macmillan (西沢保訳【ケインズとイギリスの経済政策】早稲田大学出版会, 1996年).
- Pressnell, L. S. [1986], *External Economic Policy Since the War*, Volume I. *The Post-War Financial Settlement*, London, Her Majesty's Stationery Office.
- Sayers, R. S. [1956], *Financial Policy, 1939-1945*, London, Her Majesty's Stationery Office.
- Skidelsky, S. [1996], *Keynes*, Oxford, Oxford University Press.
- Strange, S. [1971], *Sterling and British Policy: A Political Study of an International Currency in Decline*, Oxford University Press (本山美彦他訳【国際通貨没落過程の政治学—ポンドとイギリスの政策】三嶺書房, 1989年).
- Taylor, A. J. P. [1965], *English History 1914-1945*, Oxford, Clarendon Press (都築忠七訳【イギリス現代史1914-1945】みすず書房, 1987年).
- Williams, J. H. [1937], "The Adequacy of Existing Currency Mechanisms under Varying Circumstances", *American Economic Review*, Vol. XXVII, No. 1, Supplement, March.
- 岩本武和 [1992] 「ケインズと保護主義」(『法経研究』第40巻第3・4号, 2月)。
- 内田勝敏 [1976] 『国際通貨ポンドの研究』(東洋経済新報社)。
- 編著 [1985] 『貿易政策論——イギリス貿易政策研究——』(晃洋書房)。
- 小野朝男 [1963] 『国際通貨制度』(ダイヤモンド社)。
- 河合正修 [1992 a] 「ポンド・ブロックをめぐる英米抗争——武器貸与からブレトン・ウッズ——」(『長野大学紀要』第14巻第1号, 6月)。
- 河合正修 [1992 b] 「ポンド・ブロックをめぐる英米抗争——英米金融協定からガット

- 」(『長野大学紀要』第14巻第3号, 12月)。
- 金原賢之助 [1956] 「イギリスの為替政策とポンド」(高垣寅次郎監修/大蔵省銀行局・金融制度調査会編『欧米諸国の金融制度』(下), 大蔵省財務協会)。
- 坂井昭夫 [1976] 『国際財政論』(有斐閣)。
- 島崎久弥 [1977] 「ポンド残高の史の変遷——スターリング為替本位制度の崩壊過程——」(『東銀月報』第29巻第11号, 11月)。
- 新庄 博 [1956] 「スターリング諸国および国際通貨基金との関係」(高垣寅次郎監修/大蔵省銀行局・金融制度調査会編『欧米諸国の金融制度』(下), 大蔵省財務協会, 所収)。
- 滝沢健三 [1975] 「ポンド残高」(滝沢健三『国際金融機構』, 文雅堂銀行研究社, 所収)。
- 玉井龍象 [1991] 「1944年雇用白書の意義と問題点——経済政策論における『ケインズ革命』: 史的展開(V)——」(『金沢大学経済論集』28号, 1月)。
- 東京銀行調査部 [1950] 「英国為替管理の変遷」(『東銀月報』第2巻第11号, 11月)。
- [1951] 「ポンド残高の問題」(『東銀月報』第3巻第1号, 1月)。
- [1955 a] 「スターリング地域のドル・プール制」(『東銀月報』第7巻第1号, 1月)。
- [1955 b] 「英国の為替管理(1)(2)(3)(4)」(『東銀月報』第7巻第7号~第10号, 7月~10月)。
- [1956] 「ドル・プール再論」(『東銀月報』第8巻第11号, 11月)。
- 福岡正夫 [1997] 『ケインズ』(東洋経済新報社)。
- 本間雅美 [1991] 『世界銀行の成立とブレトン・ウッズ体制』(文真堂)。
- 前田啓一 [1977] 「1945年『英米金融協定』の研究—イギリスにおける借款の消尽経路についての考察を中心にして—」(『世界経済評論』12月)。
- [1980] 「英米金融協定とアメリカ——戦後国際金融の出発点——」(同志社大学大学院『商学論集』No. 15, 10月)。
- 村野 孝 [1956] 「イギリス為替管理体系」(国際経済学会編『世界貿易体制』所収)。
- 山本美彦 [1989] 『国際通貨体制と構造的権力』(三嶺書房)。
- 矢野修一 [1994] 「貨幣における中心と周辺の交錯——ポンド没落過程の視座——」(山本美彦編著『貨幣論の再発見』三嶺書房, 所収)。
- 山本和人 [1982] 「アメリカ貿易政策の変遷——武器貸与法とその実施過程をめぐって——」(『世界経済評論』6月)。
- [1980] 「第2次大戦中のイギリス貿易政策——武器貸与法成立以後を中心にして——」(同志社大学大学院『商学論集』No. 15, 10月または内田, 1985, 所収)。
- 山本栄治 [1988] 『基軸通貨の交替とドル』(有斐閣)。
- 浦井大三郎 [1985] 『戦後世界秩序の形成』(東京大学出版会)。